

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を
改正する省令」が公布されました。
(公布日:2024年1月25日)

【改正内容】

1. 排水基準

(1) 六価クロム化合物に係る改正

項目名	新たな基準値	現行基準値
六価クロム化合物	0.2mg/L以下	0.5mg/L以下

施行日: 2024年4月1日(※経過措置あり;次ページ参照)

(2) 大腸菌群数に係る改正

	新たな指標	現行指標
項目名	大腸菌数	大腸菌群数
基準値	800CFU/ml以下	3000個/cm ³ 以下

施行日: 2025年4月1日(注:来年施行)

2. 地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準

項目名	新たな基準値	現行基準値
六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下

施行日: 2024年4月1日

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは
下記担当者まで

分析部 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1.改正の背景

令和4年4月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目である「六価クロム」については、新たな知見を踏まえ、環境基準値の変更を行いました。

また、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直しました。

こうした環境基準の見直し状況を踏まえ、今回改正が行われました。

2.六価クロム化合物に係る経過措置等

1)電気めっき業に属する特定事業場からの排水には、暫定排水基準として0.5 mg/Lを3年間適用されます。

2)現に設置されている水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)については、2024年9月30日迄、現行の0.5 mg/Lが適用されます。

3)現に設置されている水質汚濁防止法施行令別表第3の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)については、2025年3月31日迄、現行の0.5 mg/Lが適用されます。

【参考】六価クロムに係る主な基準値 (※)印は六価クロム化合物として

対象基準	基準値
水道水質基準	0.02mg/L以下
公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	0.02mg/L以下
地下水の水質汚濁に係る環境基準	0.02mg/L以下
土壤環境基準	0.05mg/L以下
土壤汚染対策法に基づく	溶出量基準(※) 0.05mg/L以下
	含有量基準(※) 250mg/kg以下
特別管理産業廃棄物 判定基準(溶出)(※)	燃え殻・汚泥・鉍さいばいじん 1.5mg/L以下
	廃酸・廃アルカリ 5mg/L以下